

第47回議会運営委員会記録

令和5年5月24日

【開催日】 令和5年5月24日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前11時15分～午前11時35分

【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	笹木慶之
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項について
- 2 議事日程について
- 3 その他

午前11時15分 開会

大井淳一郎委員長 それでは、ただいまより第47回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいります。まず付議事項1点目、令和5年第2回（5月）臨時会に関する事項についてです。説明をお願いします。

山田議会事務局議事係長 それでは、付議事項1、令和5年第2回（5月）臨

時会に関する事項について御説明します。（１）議案第３４号の本会議での議決方法について及び（２）議事日程について一括で御説明します。なお、資料を読み上げることで説明とさせていただきます。議案第３４号の本会議での議決方法について。議案第３４号山陽小野田市きらら交流館条例の制定について、以下「本議案」というのは、附則第３項で山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（以下「旧条例」という）を廃止することを規定しています。また、旧条例は、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館を生涯学習の推進を図るために設置する施設と規定しているため、旧条例の廃止は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第２条第５号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当します。以上のことから、本議案は、山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第２条第５号の「社会教育・体育施設」の廃止に該当するため、その議決方法は、地方自治法第２４４条の２第２項による特別多数議決となります。なお、表決は、記名投票で青票・白票により行います。

大井淳一郎委員長　ただいま説明がございました。この（１）について、皆さんのほうで。（２）もありますかよろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ではこのように。お手元にあります、記名投票における事務処理要綱も御参照いただければと思います。こちらは会派で周知をお願いしたいと思います。（２）も終わったのかな。それでは、その他に入ります。全員協議会の開催日について。

山田議会事務局議事係長　議運決定事項の報告のため、５月２６日金曜日、午前９時３０分から全員協議会を開催したいと考えています。

大井淳一郎委員長　これについてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。続きましてその他のその他ですけれども、先ほど、広報特別委員会が開催されまして、現在、広報特別委員会では、中学３年生による傍聴について、今、事業を進めておるところでございますが、

学校側と協議した結果、6月19日月曜日、午前9時半からということになっております。それに向けて、私たちのほうで一般質問を出して、学校側にどの質問を傍聴したいかということを選んでもらうプロセスがあります。少しその辺で調整に時間がかかるため、御配慮いただけないかということで、広報特別委員長から申入れがございました。実際に、議会運営委員会次回の開催日ですけれども、申し合わせ事項の107によりますと、告示の翌々日ということですので、予定とすれば6月6日に開催する予定でしたが、先ほど申し上げましたが、少し調整に時間を要するということもありまして、1日ずらして、6月7日午後1時30分に変更したいと思っておりますが、皆さんそれで御了承いただければと思います。「(異議なし)と呼ぶものあり」よろしいですね。それではこの点については以上といたします。そのほか、皆さんのほうでございますか。(「なし」と呼ぶ者あり)事務局もよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)議長、副議長よろしいですね。(うなづく者あり)それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れさまでした。

午前11時35分 散会

令和5年(2023年)5月24日

議会運営委員長 大井 淳一郎